

# 富山県土木部建設工事監督要領

## (目的)

第1条 この要領は、富山県土木部が所掌する建設工事（土木部建築工事監督要領を適用する工事を除く）の請負契約の履行の監督に関し、地方自治法、同法施行令、富山県建設工事標準請負契約約款、富山県会計規則及びその他法令、規則に定めのあるもののほか必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領に使用する用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 所長とは、出先機関（富山県行政組織規則第294条の2に定める土木事務所を含む。）の長をいう。
- (2) 設計図書とは、特記仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (3) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- (4) 検査とは、完成検査、出来形検査及び中間検査をいう。
- (5) 段階確認とは、設計図書に示された段階又は監督員が指示した工事施工途中の段階において、監督員が立会い等により、出来形、品質、規格及び数値等を確認することをいう。
- (6) 様式とは、土木部建設工事施行に関する書類の様式集に定める様式をいう。

## (監督員の選任)

第3条 所長は、工事の監督業務を指揮総括するものとする。

- 2 所長は、工事毎に主務1人副主務1人、の監督員を選任するものとする。選任にあたっては工事の種類、難易度により現場経験年数等を考慮するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、所長は、工事の規模や技術的条件が簡易な場合は、1人の監督員を選任して監督に当たらせることができる。
- 4 所長は、工事の主要な部分の確認行為等を行う場合は、必要に応じて経験豊富な職員を同行させるものとする

## (監督の技術基準)

第4条 監督員が監督を行うにあたって必要な技術基準は、別に定める共通仕様書、施工管理基準、写真撮影要領、安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱並びにその他工事に必要な法令及び基準によるものとする。

- 2 監督員は別に定める「施工プロセス」のチェックリストにより監督する。

## (監督業務)

第5条 監督員は、工事請負契約の円滑な履行のために文書等により次の業務を行うものとする。

- (1) 契約の履行についての契約の相手方（以下「受注者」という。）に対する必要な指示（様式第52号 工事打合簿）、協議（様式第52号 工事打合簿）及び提出書類の受理
- (2) 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び受注者が作成したこれら図面の承諾
- (3) 下請負状況の確認
- (4) 契約図書に基づく工程の管理、工事の実施状況及び工事材料について別に定める段階確認（別紙「監督員段階確認及び検査員検査事項」参照）

- (5) 関連する工事の工程等の調整
- (6) 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該処置及びその他必要な事務処理
- (7) 工程上の特記事項（中間検査及び段階確認箇所等）の施工計画書への明記の指示
- (8) 検査及び工事監察の立会い
- (9) 工事成績の評定
- (10) その他所長から指示された業務及び契約図書に基づく業務等

（監督の報告等）

第6条 監督員は、前条の業務を適正に執行するため、次の事項を所長に文書等で報告するものとする。

- (1) 「施工プロセス」のチェックリストの結果
- (2) 工事施工途中の段階確認の結果（様式第16号 確認報告書）
- (3) 工事施工前及び工事施工途中の受注者との協議で特に必要があるもの
- (4) 工事の進捗状況
- (5) 工事内容の変更を伴う確認、指示、承諾及び協議
- (6) 受注者に対して措置請求を求めなければならない事項
- (7) 工事の施工が設計図書に不適合であり、その改善を請求しなければならない事項
- (8) 工事施工途中に発生した現場事故（様式第69号 現場事故報告書）
- (9) その他報告の必要を認められる重要事項

（監督に関する図書）

第7条 監督員は、次の図書（受注者から提出された図書を含む。）を作成整理して監督の経緯を明らかにしておくものとする。

- (1) 指示、承諾及び協議等工事打合簿により受注者と交換した図書
- (2) 工事施工途中の検査及び段階確認等の内容を記載した図書
- (3) その他監督に使用した図書

（兼職の禁止）

第8条 監督員は、担当工事の検査員を兼ねることができないものとする。ただし、次の場合に該当するときはこの限りではないものとする。

- (1) 災害、その他異常事態の発生により監督員以外のものをその工事の検査員に命ずることが困難であるとき。
- (2) 維持修繕に関する工事で、工事の施工後、直ちに検査を行わなければ工事の完成等の確認が著しく困難となるとき。

（雑則）

第9条 本庁で建設工事請負契約を履行する場合、所長を事業主管課長と読替えるものとする。  
2 事業主管課長とは、事業を所管する本庁の室課長をいう。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より適用する。